

必要に迫られるイノベーション：Covid-19 パンデミック下でのデータ・プライバシーへの諸課題

出典・凡例

本稿は、Gamma Newlands, Christoph Lutz, Aurelia Tamò-Larrieux, Eduard Fosch Villaronga, Rehana Harasgama, Gil Scheitlin, “Innovation under pressure: Implications for data privacy during the Covid-19 pandemic”, Published: 1 July 2020 by SAGE Publications in Big Data & Society, Big Data & Society, Volume 7; doi:10.1177/2053951720976680 の要約である。

要約作成にあたり、原語を付す際には () を用いた。また、訳者が補った箇所には [] を付した。

また、論文中で引用される GDPR の条文の翻訳にあたっては、個人情報保護委員会の仮訳に従った。

アブストラクト

地球規模での Covid-19 パンデミックによって、近代には前例のない社会的経済的混乱がもたらされた。多くの国々は、ウイルスを抑制するため、旅行制限、イベントの禁止、非エッセンシャルワークの閉鎖、リモートワークの推奨といった諸政策等の厳しい方策を採ってきた。デジタルテクノロジーは、諸政府と諸機関が接触確認等の保護政策の実施に役立った一方、それらの性急な配備と導入によって、監視、プライバシーおよびデータ保護に関する深刻な問題が引き起こされている。本論文は、Covid-19 パンデミック下に利用されたデジタル監視技術に関する 2 つの重大な事例を提示し、そこから生じるプライバシーの諸問題を素描する。我々は、パンデミック下におけるプライバシーのトレードオフがもつ状況依存的性質を説明し、そうした諸状況においてプライバシーを保護するためにどのような規制上、技術上の対応が必要となるかを探究する。地球規模でのパンデミック下におけるプライバシーおよびデータ保護の価値に関する複数の専門家による対話を通じて、本論文は、デジタル・ソリューションが将来にもつ諸課題について反省し、また社会に対して負いうる負のプライバシー上の諸課題 (adverse privacy implications) を予測し、軽減させるのに役立つプライバシー評価を促進することができる方法があったか、という論点を提起する。

序

- ・ Covid-19 パンデミックの下で、デジタルテクノロジーは、適切な影響の精査、利害関係者への諮問あるいは評価を行うことなくアドホックに活用されてきた。
- ・ 〔研究者らの〕問題意識は、今般のパンデミックが政府の監視——とりわけ家庭内と政治の領域に対するそれ——を標準化 (normalize) する機会としてどのように悪用されるか、という点を中心にしてきた。そのなかには、「監視の密かな侵入 (surveillance creep)」や性急な諸決定が長期にわたり存続することへの懸念などがある。さらに、主要な問題意識の一つは、個人情報等を情報通信企業から法執行機関へと譲渡される可能性にある。
- ・ こうした新しいアプリケーションの配備や既存のテクノロジーの利用の急増にあたっては、EU における一般データ保護規則 (GDPR) を中心とする規制枠組みが用いられている。GDPR の一般プライバシー諸原則は、政府やさまざまな団体によって現在用いられている監視手段を禁止するのではなく、現在の状況においてひとたび処理されたデータの適正な取扱いを確保している。
- ・ データ収集およびプライバシーの観点から、Covid-19 の空間性 (spatiality) について探究する研究がなされ始めたが、現在までのところ、プライバシーを否定するテクノロジーが配備され標準化される方法の時間〔暫時〕的性質 (temporal nature) をほとんど見逃してきた。パンデミックが社会に与える影響のスピードと複雑さを考慮すれば、デジタル監視の配備と利用を追跡し、そうしたテクノロジーの社会への影響を審査することで、あらゆるコンテキストにおいてデータプライバシー法の遵守を確実にすることは、必要不可欠であると同時に意欲をそそるものでもある。本論文では、Covid-19 パンデミックの暫時性と、ヨーロッパにおけるプライバシー保護統制とスピードがどのように相互に関連し合うかに、着目する。

Covid-19 パンデミック下の性急なイノベーションにおける社会・技術に関する諸局面

- ・ 現代は、超暫時性 (hypertemporality) と超競争 (hypercompetition) の時代である。技術のイノベーションと目標に向けたプロセスのスピードはますます加速しており、とりわけテック産業において顕著である。
- ・ 急速なイノベーションは、危機においてとりわけ重要となる。それは、市場での優越性を濫用するに至る（災害資本主義 (disaster capitalism) と呼ばれることがある）だけでなく、生命、社会、経済を守るために必要な解決策を採ることがありうる。Covid-19 パン

デミックのような世界規模での重大な課題がある場合、解決のために素早い対応およびアクションを求める社会的な要望が高まる。

・こうしたスピードに重きを置くプロセスは、より時間はかかるがより慎重なアプローチを禁じてしまう。たとえば、こうした慎重なアプローチは、近年のソーシャルメディアの社会への重大な負の影響をよりよく予期することができたかもしれない。性急なイノベーションは、必ずしもプライバシー権を侵害するとは限らないが、機能性や使いやすさにプライバシーを置くことになりがちであるという懸念がある。

・現在のパンデミック下では、我々はさまざまなレベルでプライバシーより公衆衛生 (public health) を保護するという変化を見ることができる。

・以下では、性急なイノベーションのうち、2つの類型を区別する。一つは「性急な配備 (rushed deployment)」——新たなソリューションの急速な採用 (roll out)——であり、また一つは「性急な採用 (rushed adoption)」——既存のサービスの広範囲での採用——である。

新たなソリューションの性急な配備

・感染率が上昇し、不安が広がることによって、政府公務員と私企業は、迅速かつ実効的に用いることのできる技術的ソリューションを模索することとなった。ウィルスの拡大を監視する試みとして、政府公務員はビッグデータによるソリューションへと向かった。

・これらのうち、2つの技術的アプローチが支配的である：すなわち、co-location tracing を行う GPS にもとづく手法と、近接追跡を行う Bluetooth にもとづく手法である。これらの実践は、プライバシー研究者により厳しく審査されてきた。なぜなら、政府と保健機関はトラッキングがどのように作用するかについて十分な透明性を確保してこなかったからである。データが企業に収集されることはこれまでもあったが、政府に開示されるのは新しい結果である。これにより、公私の (private/public) 監視パートナーシップ——膨大な量の個人情報を収集するための、政府と企業による協力の試み——と呼ばれる懸念が生じている。

・さらに、多くの国々は接触追跡アプリを導入し、Covid-19 の拡大を防ごうとした。こうしたアプリにより、ヨーロッパ全体でそうした接触追跡アプリの利益とリスクについての議論が生じた。

・ヨーロッパの諸国が、全体として、性急な配備とプライバシー権の調整によってロールモデルになろうとしているとしても、個々の国家がこの目標を必ずしも達成しているわけではない。

既存のテクノロジーの性急な採用

- ・新たなテクノロジーの性急な配備に加え、既存のテクノロジーの使用の拡大も見られる。たとえば、オンラインでの仕事、ソーシャル・ディスタンスの確保などがそれに当たり、これらにより対面での交流が減少している。
- ・こうしたテクノロジーを担う Zoom や Skype といったサードパーティー製ビデオ会議プラットフォームによって、プライバシーとデータ保護の観点から新たな脆弱性が生まれている。
- ・また、Covid-19 を理由としてリモートワークへの移行が広まるにつれて、過程におけるデジタル監視手段の利用が増加している。
- ・労働者が望むと望ままいとリモートでのデジタル監視に従う場合には、未解決のプライバシー問題が存在している。雇用者が被用者のパフォーマンスをどのようにして監視するかという点についてのプライバシー問題は増加し、どのような形式の監視が必要で、どのような形式の監視がたんに押しつけがましい (intrusive) ものとなるのか——たとえば継続的なデスクトップとウェブカメラの共有など——、といった諸問題が提起されている。

Covid-19 パンデミック下の性急なイノベーションにおける規制に関する諸局面

- ・業界内の企業と政府は、個人の個人情報とプライバシーを保護するための包括的規制枠組みを十分意識しながら、新旧のテクノロジーの導入を行っている。
- ・個人情報を処理する者はすべて、一般データ保護諸原則、とくに比例性（データ最小化の原則が課される）、透明性原則、目的限定原則といった諸原則を遵守しなければならない。
- ・一般に、健康に関するデータを処理するためには個人の明示の同意に依拠しているところ、ビデオ会議ツールや接触追跡アプリの、性急な、ときに強制的な実行と使用は、性急なイノベーションの利用への同意がパンデミック下においても任意のものと考えられていかという問題を提起している。
- ・この問題はプライバシー研究者によって検討されてきたが、そうした検討の結果、危機的状況においてオンラインで暫時的に与えられた同意は無効 (invalid) であるとの立論に至る可能性もある。

性急な市場参入 対 緩慢な規制枠組み

- ・ビジネスの観点からみると、データ保護の諸要件を履践することは、煩わしく、時間を奪われるものでもあり、それはとくに危機的状況下において迅速な行動への圧力がある場合には、いっそうあてはまる。
- ・ヨーロッパにおけるデータ保護監視諸機関の目的は、明らかに個人のプライバシー諸利益の保護にあり、〔対象が〕従わない場合には監視機関が特定のテクノロジーを停止、暫時利用停止、または禁止することとなりうる。
- ・〔GDPRの下で、〕諸政府は厳しく規制された環境において活動している。
- ・医療機器の性急な配備および採用と、プライバシーを収集するデジタルテクノロジーとの違いは、「データ保護の権利への干渉が、個人への害や不都合の有無によって左右されない」、という点である。たとえば、Zoomはプライバシーフレンドリーではまったくないにもかかわらず、短期間に大きく利用者を増加させた。
- ・一部のテクノロジーが、国民の健康への隠れた悪影響を与える可能性のある情報を処理するとすれば、そうした介入は、より顕著となる。

性急なイノベーションを促進するための緊急事態法と免除

- ・企業や政府は、公衆衛生の保護が最重要事項となり、諸個人がより大きい善のために自らすすんで自身のプライバシーをリスクにさらす緊急時において、どのような行動をすることが求められているのか？
- ・GDPRの定めによれば、当地の緊急事態法が許容しているのであれば、地域法にもとづいて、GDPRに定められたすべての諸要件を満たさなくとも、また同意がなくとも、健康データを処理することが許容されうる。
- ・この観点から、政府諸機関はガイドラインを作成し、Covid-19パンデミック下におけるデータ分析の実践に取り組み、また、プライバシーと健康の保護は強調できると主張してきた。

結論：得られた教訓と今後の課題

- ・「いくつかの選択肢から選ぶ場合、我々は、間近の脅威を乗り越えることだけでなく、嵐が去ったらどのような世界に住むこととなるのかも自問すべきである」¹。

¹ Harari YN (2020) The world after coronavirus. Financial Times, 19 March. Available at: <https://www.ft.com/content/19d90308-6858-11ea-a3c9-1fe6fedcca75> (accessed 4 April 2020).

・この意味で、危機状態の緊急性は、つねに、利益衡量の行使において別の権利に対して一つの権利を上回るのに十分なほどやむにやまれぬもの (compelling) であるとは限らない、というのが、第一の教訓である。そうではなく、むしろ基本権は等しく保護されなければならない。このパンデミックと、社会および公共機関の対応は、緊急時において実行された性急な諸手段が、一定限度においてのみ、そして他の基本権と調和する場合においてのみ、受け入れられるということを示している。このことは、市民のプライバシーに干渉する諸手段の実行を妨げないが、諸政府と産業が社会への意識を高めるのみならず既存の諸規制について注意を払い、従うことが必要となる。

・プライバシーとの関連で Covid-19 に関するアプリを禁止したとしてもなお不明なままであるのは、利用者の個人情報と、そうしたソリューションの利用と配備により生じるデータ保護の諸問題に何が起こるのか、という点である。

・利用者にとって得られた教訓は、彼らは公共善という利益のために接触追跡アプリのような新たなテクノロジーを採用するのに飛びつくのではなく、そうしたテクノロジーに含まれるプライバシー上の諸リスクについて知るべきだ、ということである。

・研究の観点からは、パンデミック下のデータテクノロジーの調査は、始まったばかりである。こうした研究は Covid-19 に関する諸問題の時間的 (temporal) 諸側面より空間的 (spatial) 諸側面に重点を置いてきたが、そこで扱われるデータはしばしば暫時的でもあり、プライバシーについてとなると、パンデミックの時間的ダイナミクスに対して研究者らは注意を払うべきである、という点を我々は主張してきた。

・災害資本主義における性急なイノベーションは、実証により探究されるべきである。一部のケース・スタディは、新たなソリューションの配備 (deployment) を分析するための実りあるアプローチを与えてくれる。我々は、質的研究者が、パンデミックに関連するテクノロジー計画の暫時性を記録し、批判的に探究することを奨励する。採用 (adoption) の側については、ケース・スタディは、さまざまな団体や公的機関における意思決定プロセスを伴い、その影響を受ける者へのプライバシー上の諸課題に焦点を当てるものでありうる。

・デジタル格差に関する研究は、これまではパンデミックによるデジタル・コミュニケーションの変化と、そうした変化がどのように不平等に配分されているかを探究してきた。将来の研究は、性急なイノベーションの、異なる部門間での (disparate intersectional) 諸課題を研究すべきである。量的研究は、質的研究および民族誌学的研究と組み合わせられる。社会正義にもとづく観点からのアクション・リサーチは、とくに見込みがある。

・パンデミックやその他の大災害により喫緊の対応が差し迫られるが、それでもこれらの対応によって、将来的には短期的なものや長期的なものを含む社会への多くの帰結に至る。面前にあるプライバシーへの考慮をデジタル・ソリューションの設計に組み入れるためのより大きな努力が非常に必要とされている。なぜなら、後知恵のプライバシーへの反

省は市民の健康をリスクにさらし、公共のリソースを浪費し、既にある緊急事態が社会に対してもたらず帰結を悪化させるからである。

(松本有平)